

10 令和5年分確定申告、市県民税申告相談 2月16日(金)～3月15日(金)

▶ 税務課 ☎23-3509

令和5年分確定申告相談、市・県民税申告相談は予約制です。
インターネットや電話で予約ができます。詳しくは市HPまたは広報たはら1月号をご確認ください。

1 予約専用サイトから
すばやく、簡単に!
(3月14日(木)まで)



▲予約サイト

2 お電話で (3月14日(木)まで)
午前9時～午後5時 ※土日祝除く
▶ 税務課 市民税係 ☎23-3509



▲市HP

申告に必要なもの ※内容によっては、下記以外の書類が必要な場合があります。

- ・ 確定申告のお知らせ ハガキ (届いた方)
- ・ 前年の申告書の控え
- ・ マイナンバーカード
- ・ 本人名義口座番号が分かるもの (預金通帳など)



※お持ちでない方はマイナンバーを確認できる書類
および運転免許証など身元確認ができるもの



- ・ 筆記用具
 - ・ 利用者識別番号などが分かる書類(※)
- ※電子申告をしたことがある方のみ

所得確認に必要なもの

- ・ 給与、公的年金の源泉徴収票
 - ・ 収支内訳書 (営業・農業・不動産収入のある方) など
- ※収支内訳書は必ず事前作成してください。

各種控除の申告に必要なもの

- ・ 医療費控除の明細書 (医療費控除を申告する方)
※医療費控除の明細書は必ず事前作成してください。
- ・ 障害者手帳 (障害者控除を申告する方)
- ・ 保険料控除証明書 (社会保険料・生命保険料・地震保険料控除を申告する方)
- ・ 寄附した団体の受領書 (ふるさと納税などの寄附金控除を申告する方) など

介護保険に関わる控除 ▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、おむつ代は医療費控除の対象となります。控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課(東三河広域連合田原窓口)、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で証明書の交付ができる場合があります。

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

令和6年1月下旬頃に、障害者控除の対象となる方に「認定書」を送付しています。

※令和5年中に亡くなった方は申請が必要ですので、ご相談ください。

